

中和幹線屋外広告物ガイドラインの誘導基準

一部の許可基準化に伴う比較資料

この資料は、中和幹線屋外広告物ガイドラインの誘導基準の一部が許可基準となり、既存のエリアの基準は一部上乘せされることとなるので、その内容をまとめたものです。

目次

- P. 1 表紙・誘導基準のままであるものの一覧表
- P. 2 許可基準となるもの／二上山・三輪山眺望エリア（中和幹線）と基本エリアの比較表
- P. 3 許可基準となるもの／沿道市街地エリア（中和幹線）と基本エリアの比較表

中和幹線ガイドライン基準のうち誘導基準のままであるもの

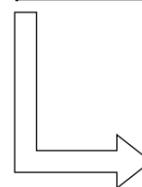
種類	項目	二上山・三輪山眺望エリア(中和幹線)	沿道市街地エリア(中和幹線)
屋上広告物	その他	-	表示内容や色数、情報量に注意し、威圧感を与える印象とならないよう配慮すること
			高さを最低限に抑え、まちなみの輪郭を乱さないようにすること。
突出広告物	設置位置等	複数個表示する場合、地色を統一して、一列に並べて表示すること。	
壁面広告物	色彩	地色を壁面の色彩に合わせる、切り文字形式を採用する等、広告物を建物と一体としてデザインすること。	
	設置位置等	広告物は壁面内に収め、建物の外形を乱したりまちなみから突出した印象を与えないようにすること。	
		複数の広告物の大きさ位置やデザインを統一すること。	
広告塔・広告板	その他	掲出に際しては、適切な相互間距離を確保すること。	
		設置する高さや表示する対象を考慮して、適切な大きさでの表示とすること。	
		複数の広告物を同一物件に表示する場合、地色や形態等の統一性を考慮すること。	
色彩		建築物の壁面や、背景の山並みなど、地色を選択する際は背景との調和を考慮すること。	

➡ これらの基準は、許可基準とは別に、適合させるよう努力する必要があります。

中和幹線ガイドライン基準のうち許可基準になるもの／二上山・三輪山眺望エリア（中和幹線）比較表

		沿道10mの範囲で上乗せとなる基
種類	項目	二上山・三輪山眺望エリア(中和幹線)
屋上広告物	上端高さ	設置しないこと
	広告物の高さ	
	総表示面積	
	設置個数	
突出広告物	下端高さ	-
	上端高さ	建築物の高さ以下
	広告物の高さ	建築物の高さの2/3以下
	突出幅	道路内に突出しないこと。
	1壁面の設置数	-
	総表示面積	10㎡以下
壁面広告物	上端高さ	建築物の高さ以下
	1壁面の設置数	-
	1壁面の表示面積	24㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	8㎡以下
広告塔・広告板	上端高さ	8m以下
	表示面積	1面あたり8㎡以下かつ合計24㎡以下
動画広告		設置しないこと
色彩基準		赤、黄赤、黄系で彩度10、その他の色相で彩度8を超える色彩は板面の30%以下とすること(明度3以下の色を除く)。

		基本となるエリアの基準	
		沿道市街地エリア	田園・住宅地エリア
		高度地区の上限以下	高度地区の上限以下かつ15m以下
		建築物の高さの1/2以下	建築物の高さの1/2以下
		100㎡以下	20㎡以下
		1個/棟	1個/棟
車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上			
		高度地区の上限以下	10m以下
		建築物の高さの2/3以下	建築物の高さの1/2以下
		<u>道路上では、壁面から1m以下かつ境界から0.6m以下</u>	<u>道路上では、壁面から0.8m以下かつ境界から0.6m以下</u>
		2個以下	1個以下
		10㎡以下	10㎡以下
		高度地区の上限以下	15m以下
		3個以下	2個以下
		<u>60㎡以下かつ壁面の1/3以下</u>	<u>30㎡以下かつ壁面の1/3以下</u>
		<u>20㎡以下</u>	<u>15㎡以下</u>
		<u>鉄骨造15m以下、木造10m以下</u>	<u>10m以下</u>
		<u>1面あたり20㎡以下かつ合計50㎡以下</u>	<u>1面あたり20㎡以下かつ合計30㎡以下</u>
		<u>規則に定める基準内のもは設置可能</u>	設置禁止
<u>赤、黄赤、黄系で、地色彩度10以下、地色以外彩度12以下</u> ／ <u>赤紫系で地色彩度8以下、地色以外彩度10以下</u> その他の色相で、彩度8以下／基準を超える色彩は板面の30%以下			

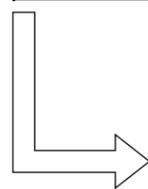


上乗せ基準と比較して、厳しくなる部分を赤字(下線)で表示し、
同等か基本エリアの基準のほうが厳しい部分は、黒字で表示している。
赤字(下線)の基準は、上乗せエリアのものが適用され、
黒字の基準は、基本エリアのものが適用される。

中和幹線ガイドライン基準のうち許可基準になるもの／沿道市街地エリア（中和幹線）比較表

		沿道10mの範囲で上乗せとなる基
種類	項目	沿道市街地エリア(中和幹線)
屋上広告物	上端高さ	高度地区の上限以下
	広告物の高さ	建築物の高さの1/2以下
	総表示面積	100㎡以下
	設置個数	1個/棟
突出広告物	下端高さ	-
	上端高さ	建築物の高さ以下
	広告物の高さ	建築物の高さの2/3以下
	突出幅	道路内に突出しないこと。
	1壁面の設置数	-
	総表示面積	10㎡以下
壁面広告物	上端高さ	建築物の高さ以下
	1壁面の設置数	-
	1壁面の表示面積	60㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	20㎡以下
広告塔・広告板	上端高さ	15m以下
	表示面積	1面あたり20㎡以下かつ合計60㎡以下
動画広告		信号を有する交差点から30mでは設置しないこと。
色彩基準		赤、黄赤、黄系で彩度10、その他の色相で彩度8を超える色彩は板面の30%以下とすること(明度3以下の色を除く)。

			基本となるエリアの基準
	沿道市街地エリア	田園・住宅地エリア	専用住宅地エリア
高度地区の上限以下	高度地区の上限以下	高度地区の上限以下かつ15m以下	設置禁止
建築物の高さの1/2以下	建築物の高さの1/2以下	建築物の高さの1/2以下	
100㎡以下	100㎡以下	20㎡以下	
1個/棟	1個/棟	1個/棟	
			車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上
高度地区の上限以下	高度地区の上限以下	10m以下	設置禁止
建築物の高さの2/3以下	建築物の高さの2/3以下	建築物の高さの1/2以下	
<u>道路上では、壁面から1m以下かつ境界から0.6m以下</u>	<u>道路上では、壁面から0.8m以下かつ境界から0.6m以下</u>		
2個以下	1個以下		
10㎡以下	10㎡以下		
高度地区の上限以下	高度地区の上限以下	15m以下	
3個以下	2個以下	2個以下	
60㎡以下かつ壁面の1/3以下	30㎡以下かつ壁面の1/3以下	30㎡以下かつ壁面の1/3以下	
20㎡以下	15㎡以下	15㎡以下	
鉄骨造15m以下、木造10m以下	10m以下	4m以下	
1面あたり20㎡以下かつ合計50㎡以下	1面あたり20㎡以下かつ合計30㎡以下	合計10㎡以下	
<u>規則に定める基準内のもは設置可能</u>	設置禁止	設置禁止	
			<u>赤、黄赤、黄系で、地色彩度10以下、地色以外彩度12以下</u> ／ <u>赤紫系で地色彩度8以下、地色以外彩度10以下</u> その他の色相で、彩度8以下／基準を超える色彩は板面の30%以下



上乗せ基準と比較して、厳しくなる部分を赤字(下線)で表示し、
 同等か基本エリアの基準のほうが厳しい部分は、黒字で表示している。
赤字(下線)の基準は、上乗せエリアのものが適用され、
 黒字の基準は、基本エリアのものが適用される。